

平成28年第1回(3月)

篠栗町議会定例会

3月16日(採決)

平成28年 第1回 定例会 会議録

日時 平成27年3月16日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	古 屋 宏 治	2番	田 辺 弘 之	3番	栗 須 信 治
4番	山 田 眞 士	5番	村 瀬 敬 太 郎	6番	今 長 谷 武 和
7番	横 山 久 義	8番	大 楠 英 志	9番	阿 部 寛 治
10番	松 田 國 守	11番	阿 高 紀 幸	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	城 戸 清 壽
教 育 長	西 邦 彰	総 務 課 長	大 塚 哲 雄
財 政 課 長	立 花 博 友	会 計 課 長	城 戸 安 行
まちづくり課長	松 田 秀 幹	税 務 課 長	山 口 茂 幸
住 民 課 長	村 嶋 茂 則	健 康 課 長	村 瀬 修
福 祉 課 長	井 上 勝 則	こども育成課長	井 上 伸 一
栗の子保育園長	阿 部 正 博	産 業 観 光 課 長	黒 瀬 英 三
都市整備課長	三 明 祐 治	上 下 水 道 課 長	八 尋 正 記
学校教育課長	佐 伯 和 久	社 会 教 育 課 長	村 瀬 治 邦

出席した議会事務局職員

局 長	清 原 眞 也	次 長	松 岡 秀 策
係 長	伴 秀 代		

開会 午前 10時00分

○議長(阿部 寛治) おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

本日の日程に入ります前に、3月7日に行いました一般質問において、質問内容を精査するため、最終日まで時間をいただいておりますので、その報告をさせていただきます。

発言内容を慎重に検討し、字句等の訂正を行っております。

ご協力ありがとうございました。

以上、一般質問内容についての報告といたします。

それでは、ただ今から本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

それでは、日程に従い議事を進めます。

日程第1、議案第10号「職員の退職管理に関する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○総務建設委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第10号 職員の退職管理に関する条例の制定について。

本議案は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の退職管理に関する事項を定めるため、本条例を制定することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正地方公務員法では退職管理の適正確保のため、元職員による働きかけの禁止や再就職情報の届出を規定しており、本町も新たに条例を制定するものです。

なお、本条例は平成28年4月1日から施行するものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただ今の委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第10号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第11号「篠栗町地球温暖化対策実行計画策定協議会設置条例の制定について」を議題といたします。

本案も、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○総務建設委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第11号 篠栗町地球温暖化対策実行計画策定協議会設置条例の制定について。

本議案は、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第20条第2項、並びに第20条の3第1項に基づき、篠栗町の地域における温室効果ガスの排出抑制を図り、地球温暖化防止に貢献する省エネルギーの推進等の施策を、計画的・総合的に進める篠栗町地球温暖化対策実行計画の策定に当たって、幅広い住民等からの意見を聴取し、計画に反映させる協議会を設置するため、議会の議決を求められたものであります。

条例案では、協議会の構成メンバーは学識経験者、環境関係団体の推薦によるもの及び住民代表者12人以内で組織し、その任期は、当該計画の町長の諮問に応じて、答申するまでであります。

なお、この条例は、公布の日から施行されます。

審査の中で、「環境関係団体の推選によるものとはどういう団体のものか」といった質疑が出され、執行部からは、「現在想定しているのは、福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所、福岡県地球温暖化防止活動推進センター、福岡県地球温暖化防止活動推進員などの団体の構成メンバーの中から推薦者を委員にしたい」との回答がなされました。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただ今の委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第11号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第12号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○総務建設委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第12号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

本議案は、行政不服審査法の施行に伴い、行政処分等に対する不服申し立て制度に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正行政不服審査法では、公平性及び利便性の向上のため、1、不服申し立てを審査請求に一元化。2、審理員制度の導入。3、第三者機関への諮問手続の新設。4、審査請求期間を60日から3箇月に延長すること等を規定しており、本町も関係規定の整備を行うものです。

なお、本条例は、平成28年4月1日から施行するものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただ今の委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第12号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第13号「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○総務建設委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第13号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

本議案は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、級別標準職務表の条例化等に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正地方公務員法では、職務給の原則を徹底するため、現在規則で規定されている同表を条例化するよう規定されており、本町も関係規定の整理を行うものです。

なお、本条例は平成28年4月1日から施行するものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただ今の委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第13号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第14号「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○総務建設委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第14号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号)の施行により、共済年金が厚生年金に統一されることに伴い、本条例の一部を改正するため、議会の議決を求められたものであります。

主な改正点は、補償の額を他の法律による給付と調整する規定において、一元化にかかる地方公務員等共済組合法等を引用し、共済年金を規定する箇所を削るものであります。

なお、この条例は公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案とおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただ今の委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第14号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 15 号「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○総務建設委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第 15 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 15 号）の施行により、本条例の一部を改正するため、議会の議決を求められたものであります。

主な改正点は、労働者災害補償保険法による労災年金と同一の事由により、厚生年金保険法による年金が支給される場合に、労災年金に乗じる調整率が変更となるものであります。

なお、本条例は平成 28 年 4 月 1 日から施行するものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただ今の委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第 15 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 16 号「篠栗町債権管理条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。



村瀬委員長。

○総務建設委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第16号 篠栗町債権管理条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、平成28年度から実施する予定の税債権及び税外債権の収納業務一元化に伴う督促状発送業務に関して統一的な手数料への改正が必要となったため、本条例の一部を改正する条例を制定することについて、議会の議決を求められたものであります。

また、本条例の一部改正と関連して、篠栗町手数料徴収条例についても一部改正する必要が生じたため、併せて改正するものであります。

改正内容は、督促手数料を100円に統一するものであります。

なお、この条例は平成28年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただ今の委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第16号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第17号「篠栗町乳幼児・子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○文教厚生委員長(今長谷 武和) はい、報告いたします。

議案第17号 篠栗町乳幼児・子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、福岡県乳幼児医療費支給制度が、平成28年10月1日から制度改正されるに伴い、本条例の一部を改正するため、議会の議決を求められたものがあります。

改正の主な内容は、現在施行している小学生の入院補助に加え、通院及び中学生の入院補助を制度に追加し、現行の支給制度の自己負担上限額を見直すものであります。

また、制度名を「篠栗町乳幼児・子ども医療費支給制度」から県の制度名称に合わせ、「篠栗町子ども医療費支給制度」に改めるものです。

なお、本条例は平成28年10月1日から施行するものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長(阿部 寛治) ただ今の委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

はい、荒牧議員。

○議員(荒牧 泰範) 施行が28年10月1日、何とか詰込めば9月でも間に合うのに、この3月というのは、何かその、関係整備に時間を要するものだったのかどうか、ちょっと審査なされているかどうかだけ、お尋ねしたいんですが。

○議長(阿部 寛治) そういう質疑がありましたか、今長谷委員長。

○文教厚生委員長(今長谷 武和) 当委員会では、そういった質問はございませんでした。

○議長(阿部 寛治) いいですか。

ほかにありませんか、質疑は。

では、質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第17号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第18号「篠栗町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一

部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
今長谷委員長。

○文教厚生委員長(今長谷 武和) はい、報告いたします。

議案第18号 篠栗町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、福岡県ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例が、平成28年10月1日に施行されることに伴い、本条例の一部を改正するため、議会の議決を求められたものであります。

主な改正点としましては、受給者の所得制限についての規定を改めるもの、及び字句を改めるものです。

なお、本条例は平成28年10月1日から施行するものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただ今の委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第18号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第19号「平成27年度篠栗町一般会計補正予算(第6号)について」を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
村瀬委員長。

○予算特別委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第19号 平成27年度篠栗町一般会計補正予算(第6号)について。

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2億3,596万8,000円を追

加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ100億2,964万6,000円とするものです。

歳入における増額の主なものは、

地方消費税交付金 1億3,322万7,000円

地方交付税のうち普通交付税 3,428万2,000円

国庫支出金のうち国民健康保険基盤安定負担金 1,589万2,000円

情報システム管理費補助金 1,275万4,000円

臨時福祉金事業費補助金 9,140万1,000円

子ども子育て支援交付金 1,242万円

県支出金のうち国民健康保険基盤安定負担金 779万3,000円

財産収入のうち利子及び配当金 3,680万円

土地売払収入 1,100万円

町債のうち一般補助施設等事業債 750万円

歳入における減額の主なものは、

県支出金のうち社会福祉費補助金 3,082万2,000円

児童福祉費補助金 1,025万8,000円

財産収入のうち立木売払収入 1,461万5,000円

町債のうち都市計画事業債 6,950万円

次に歳出における増額の主なものは、

総務費において、情報システム管理費 7,189万円

民生費において、臨時福祉給付金費 8,813万9,000円

諸支出金において、国民健康保険特別会計の赤字補填の繰出し1億円を含む繰出金1億3,717万7,000円などを増額するものです。

歳出における減額の主なものは、

民生費において、延長保育事業費 1,630万2,000円

衛生費において、予防費 1,061万5,000円

須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金 2,118万5,000円

農林水産業費において、町営林保全事業費 1,200万円

などです。

以上の補正に加え、歳出は事業費の確定、入札残、経費節減等の執行残による減額、歳入もそれに伴う財源更正が主な補正であります。

繰越明許費は、

情報システム整備事業 6,663万6,000円

臨時福祉給付金支給事業 9,417万3,000円

七曲り線整備事業 2,750万円

一の瀧線整備事業 1,354万9,000円

乙犬隈線整備事業 1,060万円

鳴湊川整備事業 1,060万円

を追加するものです。

継続費は、町営林保全事業において、事業費総額2億398万4,000円を2億3,605万5,000円に変更するものです。

地方債は、一般補助施設等整備事業債750万円を追加補正。

防災対策事業債を9,570万円に、公共事業債を430万円。

地域活性化事業債を3,230万円に、それぞれ限度額の変更を行うものであります。

詳細につきましては、予算特別委員会において、慎重な審査が行われておりますので省略をいたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただ今の委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第19号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第20号「平成27年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第6号)について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○予算特別委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第20号 平成27年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第6号)について。

本議案は、平成27年度篠栗町国民健康保険特別会計予算から歳入歳出それぞれ6,928万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億976万6,000円とするものです。

歳出の主なものは、療養給付費を500万円追加するもの。

その他は、退職被保険者療養給付費や共同事業拠出金等を減額するものであります。

歳入では、一般会計繰入金を1億3,717万7,000円追加補正し、その他には、補助金・交付金の確定により予算を整理するものです。

詳細については、予算特別委員会において、慎重な審査が行われておりますので省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告終わります。

○議長(阿部 寛治) ただ今の委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第20号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第21号「平成27年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第5号)について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○予算特別委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第21号 平成27年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第5号)について。

本議案は、平成27年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算から歳入歳出それぞれ4,884万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,564万4,000円とするものです。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の確定により、4,884万3,000円を減額するものです。

歳入では、後期高齢者医療保険料を4,884万3,000円減額するものです。

詳細については、予算特別委員会において、慎重な審査が行われておりますので省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただ今の委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第21号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第22号「平成28年度篠栗町一般会計予算について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○予算特別委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第22号 平成28年度篠栗町一般会計予算について。

本議案は、平成28年度一般会計当初予算であり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億5,137万9,000円とするものであります。

前年度当初予算に対し3,452万2,000円の増額となっております。

27年度予算との主な相違点は、増額要因として篠栗北地区産業団地整備事業特別会計への繰出金の新設、町道乙犬切通線沿いにある旧ダイフク跡地の廃棄物の処

理費用を計上。

減額要因として、篠栗駅東側自由通路詳細設計費用の減少となっております。

本年度の主な事業として、議会費においては、議会中継システム等経常的な議会運営に係る予算1億287万5,000円であります。

総務費においては、昨年度に引続き、派遣に切替えた臨時職員及び一部嘱託職員雇用の包括委託経費、情報セキュリティやマイナンバーなどの情報システム関連経費、まちづくり事業補助金、特典付きふるさと納税制度などの予算13億2,583万2,000円であります。

民生費においては、年金世帯への臨時福祉給付金支給事業、本年度より開始するファミリーサポート支援事業を初め、子ども・子育てに係る細かなサービス支援事業、高齢者や障がい者への支援サービスに係る経費、10月から施行予定の子ども医療費新制度の補助の拡大分など、医療に係る予算経費新制度の導入に伴い、認可保育園及び認定こども園への拡充した支援をする予算30億3,314万7,000円であります。

衛生費においては、各種がん検診、特定健診、乳幼児健診などの検診事業や健康教室など予防事業に係る経費、地球温暖化対策実行計画の策定経費、旧ダイフク跡地の廃棄物の処理費用、ごみ収集事業などの予算12億2,909万3,000円あります。

農林水産業費においては、農地の耕作放棄地拡大防止対策経費、昨年度に引続き、森林経営計画に伴う間伐事業に係る経費及び荒廃森林の整備に係る予算1億8,848万2,000円あります。

商工費においては、観光協会の事業を充実するために、地域おこし協力隊の配置や春らんまんハイキングを初めとする観光イベントの経費、観光施設等の維持管理に係る予算9,504万3,000円あります。

土木費においては、道路改良事業や舗装整備及び側溝整備に係る経費、河川改良事業乙犬尾仲地区水路水害対策事業費、ベンタナヒルズ区健康広場の整備費用などの予算4億1,066万円あります。

消防費において、山間地域の防災対策として、防火水槽新設・改修の経費、消防団の活動経費、常備消防の糟屋南部消防組合に対する経費など4億2,051万2,000円あります。

教育費においては、篠栗中学校、篠栗北中学校の教室木質化の事業経費、各小中学校・幼稚園に係る経費、クリエイト篠栗及び体育施設の維持管理に係る経費、遺



跡など町及び県指定文化財の保存に係る経費などの予算 8 億 4,283 万 7,000 円であります。

公債費においては、過去に借り入れた起債の元利償還金 9 億 3,451 万円であります。

諸支出金においては、28 年度から新設された篠栗北地区産業団地整備事業特別会計への繰出金等、各特別会計への繰出金など 7 億 4,088 万 8,000 円であります。

次に歳入について、町税においては、収納対策の強化及び近年の経済状況に基づき、対前年度 6,605 万 3,000 円増の 29 億 8,799 万 7,000 円であります。

地方贈与税をはじめとする 2 款から 10 款までの交付金のうち、6 款 地方消費税交付金においては、国の財政計画などに基づき、対前年度 1 億 6,500 万円増の 4 億 6,500 万円、9 款 地方交付税のうち、普通交付税について、国の財政計画及び起債償還の普通交付税算入額の減少に伴い、対前年度 2 億 7,727 万円減の 21 億 7,108 万 5,000 円。

その他の交付金につきましては前年度とほぼ同額であります。

分担金及び負担金については、保育所運営の拡充により園児数の増を見込んだ保護者負担金などの予算 1 億 8,166 万 4,000 円であります。

使用料及び手数料については、対前年度ほぼ横ばいの 1 億 3,247 万 4,000 円であります。

国庫支出金については、保育所運営への拡充により、園児数の増を見込んだ保育所運営国庫負担金など 10 億 3,848 万 9,000 円あります。

県支出金については、ほぼ横ばいの 6 億 8,201 万 2,000 円あります。

財産収入については、町有地の売却予定がないことから 2,913 万 9,000 円減の 6,480 万 2,000 円あります。

基金繰入金については、地方交付税の減少により、対前年度 1 億 5,000 万円増の 7 億 5,000 万円あります。

諸収入については、受託事業の収入があることで、対前年度 5,840 万 7,000 円増の 2 億 3,955 万 5,000 円あります。

町債については、臨時財政対策債及び投資事業などの減少により、対前年度 1 億 3,620 万円減の 4 億 2,010 万円あります。

地方債について、地方債の限度額は、臨時財政対策債を 3 億 3,300 万円、一

般会計支出債を300万円、自然災害防止事業債を6,900万円、緊急防災・減災事業債を450万円、防災基盤整備事業債を1,060万円とするものです。

また、一時借入金の借入最高額は10億円となっております。

詳細につきましては、予算特別委員会において、慎重な審査が行われておりますので省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただ今の委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第22号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第23号「平成28年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○予算特別委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第23号 平成28年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について。

本議案は、平成28年度篠栗町国民健康保険特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ37億4,928万1,000円とするものです。

歳出の主なものは、

保険給付費 23億467万5,000円

後期高齢者支援金 3億5,955万2,000円

介護納付金 1億4,648万8,000円

共同事業医療費拠出金 9,142万3,000円

保険財政共同安定化事業拠出金 7億5,931万5,000円

などであります。歳入の主なものは、

国民健康保険税 5億5,184万1,000円

国庫支出金 9億1,882万4,000円

療養給付費交付金 9,725万6,000円

前期高齢者交付金 8億9,586万8,000円

県支出金 1億4,137万8,000円

共同事業交付金 8億6,957万3,000円

繰入金 2億6,275万円

その他、一時借入最高額は5億円であります。

詳細については、予算特別委員会において、慎重な審査が行われておりますので省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告終わります。

○議長(阿部 寛治) ただ今の委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第23号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15、議案第24号「平成28年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○予算特別委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第24号 平成28年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について。

本議案は、平成28年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,048万円とするものです。

歳出の主なものは、

総務費 3,025万円

後期高齢者医療広域連合納付金 3億5,910万円

などであります。

歳入の主なものは、

後期高齢者医療保険 2億7,982万8,000円

繰入金 1億1,064万4,000円

などあります。

詳細については、予算特別委員会において、慎重な審査が行われておりますので省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただ今の委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第24号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16、議案第25号「平成28年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○予算特別委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第25号 平成28年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について。

本議案は、平成28年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算を第2条に定める業務の予定量に即して収支の予定額を定めるものであります。

第3条において、収益的収入の予定額7億7,844万4,000円に対し、支出

の予定額は7億9,266万3,000円となり、1,421万9,000円の赤字予算とするものです。

収益的支出の主なものは、流域下水道維持管理負担金2億6,592万4,000円、企業債利息1億3,361万3,000円などです。

収益的収入の主なものは、下水道使用料4億987万2,000円、他会計負担金1億4,307万4,000円が見込まれております。

収益的支出額に対し不足する1,421万9,000円は、繰越利益剰余金で補填するものです。

次に、第4条において、資本的収入の予定額3億3,952万7,000円に対し、支出の予定額を4億5,350万9,000円とし、資本的支出額に対し不足する1億1,398万2,000円は、損益勘定留保資金等で補填するものであります。

資本的支出の主なものは、流域下水道建設負担金4,394万9,000円、企業債元金償還金3億9,953万1,000円などです。

資本的収入の主なものは、企業債2億3,200万円、他会計負担金1億692万6,000円です。

次に、第9条において、繰越利益剰余金のうち、100万円を減債積立金として処分するものと定めるものです。

詳細につきましては、予算特別委員会において、慎重な審査がなされておりますので省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただ今の委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第25号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第17、議案第26号「平成28年度篠栗町水道事業会計予算について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
村瀬委員長。

○予算特別委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第26号 平成28年度篠栗町水道事業会計予算について。

本議案は、平成28年度篠栗町水道事業会計予算を第2条に定める業務の予定量に即して収支の予定額を定めるものです。

第3条において、収益的収入の予定額4億6,428万7,000円に対し、支出の予定額は5億570万2,000円となり、4,141万5,000円の赤字予算とするものです。

収益的支出の主なものは、水道施設運転維持管理等包括業務委託で、浄水場運転管理などの委託料3,243万3,000円、薬品費359万3,000円、メーター取替業務214万8,000円、合計3,817万4,000円を継続して委託するもの及び、福岡地区水道企業団受水費1億8,407万1,000円、企業債利息2,872万4,000円などです。

収益的収入の主なものは、水道使用料4億3,216万5,000円が見込まれております。

収益的支出額に対し不足する4,141万5,000円は、繰越利益剰余金で補填するものです。

次に、第4条において、資本的支出の予定額を1億4,313万9,000円とし、その主なものは、千代田団地配水管更新工事などの工事請負費が4,254万1,000円、企業債元金償還金1億17万9,000円などです。

資本的収入の予定額は1,000円で、資本的支出額に対し不足する1億4,313万8,000円は、損益勘定留保資金等で補填するものです。

詳細につきましては、予算特別委員会において、慎重な審査がなされておりますので省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただ今の委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第26号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第18、議案第27号「平成28年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計予算について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○予算特別委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第27号 平成28年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備特別会計予算について。

本議案は、平成28年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ7,862万5,000円とするものです。

歳出の主なものは、篠栗北地区産業団地開発事業計画策定業務委託料7,862万5,000円。

歳入の主なものは、一般会計繰入金7,862万5,000円であります。

継続費については、平成28年度から平成30年度までの篠栗北地区産業団地開発調査事業の実施において、平成28年度7,462万9,000円、平成29年度4,389万円、平成30年度935万円、総額1億2,786万9,000円とするものです。

詳細については、予算特別委員会において、慎重な審査が行われておりますので省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただ今の委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第27号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第19、選挙案第1号「選挙管理委員及び補充員の選挙について」を議題といたします。

選挙案第1号を事務局長に朗読させます。

清原議会事務局長。

○事務局長（清原 眞也） 選挙案第1号 選挙管理委員及び補充員の選挙について。

選挙管理委員及び補充員は、平成28年3月31日任期満了につき地方自治法（昭和22年法律第67号）第182条の規定により、後任者それぞれ4人の選挙を求める。

平成28年3月3日、篠栗町議会議長 阿部寛治

提案理由、平成28年3月31日任期満了のため。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） お諮りいたします。

本案は、地方自治法第182条の規定により、選挙管理委員及び補充員を議会において選挙するものであります。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法で議長が指名することにしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、議長が指名いたします。

選挙管理委員及び補充員の氏名は、住所、氏名、生年月日の順に読み上げます。

まず、選挙管理委員に、

篠栗町大字田中163番地の4番、栗須 幸夫、昭和15年2月1日

篠栗町大字尾仲1139番地の1、井上 桂悟、昭和23年12月27日

篠栗町大字篠栗4396番地の26、石川 忠弘、昭和17年5月8日

篠栗町大字篠栗5061番地、大久 保信也、昭和20年4月1日



以上4名を指名いたします。

続きまして、補充員は、

篠栗町大字津波黒618番地、高橋 研一、昭和21年9月16日

篠栗町大字萩尾731番地、松尾 義明、昭和27年3月12日

篠栗町大字尾仲725番地の2、芳野 忠、昭和28年1月20日

篠栗町大字篠栗2,284番地の1、藤 佳光、昭和28年12月8日

以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今、指名しましたそれぞれの4名の方を選挙管理委員及び補充員の当選人と決定することにご異議はありませんか。

異議なしと認めます。

従いまして、ただいま指名いたしました栗須幸夫氏、井上桂悟氏、石川忠弘氏、大久保信也氏の4名の方が選挙管理委員に当選され、補充員に高橋研一氏、松尾義明氏、芳野忠氏、藤佳光氏の4名の方が当選されました。

次に補充員の順序についてお諮りいたします。

補充員の順序は、ただ今議長が指名した順序にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

従いまして、補充員の順序は高橋研一氏、松尾義明氏、芳野忠氏、藤佳光氏、以上の順位に決定しました。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

日程第20、発議第1号「篠栗町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

本案は、議員全員による発議ですので、直ちに採決を行います。

発議第1号について、本案に賛成の方のご起立を願います。

全員賛成と認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第21、発議第2号「篠栗町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

本案も、議員全員による発議ですので、直ちに採決を行います。

発議第2号について、本案に賛成の方はご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第22、「常任委員会の閉会中の継続調査の件」を議題といたします。

総務建設、文教厚生、両委員長から会議規則第75条の規定により、お手元のタブレットに記載のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。

総務建設、文教厚生、両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、総務建設、文教厚生、両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

ここで、タブレットにメール送信しておりました委員会の閉会中の調査結果について、質疑等があれば受けたいと思います。

質疑ありませんか。

無いようですので、質疑を終わります。

次にお諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、誤読による字句、数字等の整理、訂正は議長に委任していただくことに決定いたしました。

ここでお諮りします。

本定例会の会議に付された案件の審議は、全て終了いたしました。

従いまして、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

ここで町長、何か発言するようなことがありましたら、許可をいたします。

三浦町長。

○町長(三浦 正) 平成28年第1回定例会の閉会にあたりましてご挨拶申し上げます。

長期間にわたるご審議誠にありがとうございました。

篠栗町固定資産評価員の選任についての人事案件1件、篠栗町地球温暖化対策事業計画策定協議会設置条例の制定について、をはじめ条例案9件、平成27年度補正予算、平成28年度当初予算、新設の平成28年度篠栗北地区産業団地整備事業特別会計予算等、上程いたしました19議案につきまして、すべて可決いただきましたことに感謝申し上げます。

平成28年度一般会計当初予算は、平成27年度と比べ、ほぼ同規模の予算でございますが、特徴的なことは、歳入において地方交付税が2億7,000万円を超える減額となることでございます。臨時経済対策債の交付税措置終了による減額が1億5,000万円程度、そして国の平成28年度地方財政計画における交付税減額分が1億2,000万円程度。国としては、税収増加分を交付税の減額でバランスを取ったものとの報告を受けているものでございますが、それらの要因によるものでございます。

以前から、我が町における「平成28年問題」として私が申し上げておりました、長期間の起債と交付税措置のタイムラグから発生する起債返済資源の一般財源に及ぼすマイナス影響につきましては、ここ数年の繰上償還により、かなり回避することができましたが、それでも今後数年間は、年度予算の組立てに多少苦勞することが予想されます。まさに、平成28年度はそうしたやり繰りに苦勞する正念場の最初の年度と言えるわけでございます。

そうしたことから、投資的経費は最小限に抑えつつも、福祉関連予算については、住民の皆様福祉の充実を第一義と考え、27年度下回らないように精一杯配慮した予算でございます。

議員各位におかれましては、そうした内容を十分ご理解いただき、ご審議いただきまして全員賛成にて可決いただきました。

4月1日から予算の執行にあたっては、スピード感を持って事業遂行に当たりたいと考えておりますので、何とぞよろしく願いいたします。

一方で、将来の自主財源確保のための「平成28年度篠栗北地区産業団地整備事業特別会計予算」につきましては、短期間に投資が増加することになりますが、31年度以降の町の発展の礎となる事業として取組むものでございます。大きなプロジェクトではございますが、近い将来において、あの時行政とともに取組んだからこそ今があると、この場にいらっしゃる12名の議員の皆様が誇りにしていただける、語り継がれる成功事例として取組みたいと考えておりますので、何とぞ引き続き

ご指導賜りますようお願いいたします。

東日本大震災から5年が経過いたしました。私は、3月11日の日本経済新聞の「春秋」に目が止まりました。それは、福島第一原発事故に関連した内容でございました。

「取り戻すあてさえないふるさともある。福島第一原発近くの帰還困難区域だ。色分けの地図でみると、まるで『美し国（うましくに）』に刺さったとげのようである。昨年の国勢調査では、双葉町など4町で人口はゼロだった。懐かしい空気を吸いながら田畑をうち、大漁に胸躍らせる日々を取り戻せるのは、いつのことだろうか。」という記事でございました。

先日、国勢調査の速報値が発表されまして、我が町は前回からやや減の1万1,537世帯、3万1,212人でございました。

この新聞記事を読んだ後、福島県の速報値をあらためて見ました。

ご承知のとおり国勢調査において人口とは、その市町村に実際に住んでいる人の人口でございます。

楢葉町976人、前回調査からマイナス87.3%。葛尾村18人マイナス98.8%。飯舘村41人マイナス99.3%、そして、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町と、この4町が0人マイナス100%。

私はこの速報値を見たときに息が詰まりました。と同時に、こうして3月定例会において、次年度の取組みについて、あるいは町の将来像について、議員の皆様方と熱く討論できることの喜びをひしひしと感じました。更にそしてまた、その喜びと職務を全うする責任の重大さに改めて思いを馳せたわけでございます。

今なお避難してらっしゃる17万4,000人の方々に、1日も早く日常生活が戻ることを願ってやみません。

最後に、3月限りで定年退職される阿部正博栗の子保育園長には、永い間の行政職員としてお勤め大変ご苦労さまでございました。行政という地方自治の柱の一翼を担っていただき、課長職の重責を全ういただきましたことにこの場をお借りして、私からも心から感謝申し上げます。

また、議会の改選期であったことから、定年後も議会事務局長お願いいたしました清原眞也議会事務局長には、長期間誠にありがとうございました。

4月からは、新体制のもと「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく行動により、地方創生を具体的に実践する先進自治体となるべく努力してまいることをお約束いたしまして、平成28年第1回定例会閉会のご挨拶といたします。

長期間にわたるご審議誠にありがとうございました。

今後とも、何とぞよろしく願いいたします。

終わります。

○議長(阿部 寛治) 本日の会議を閉じます。

これを持ちまして、平成28年第1回篠栗町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前 11時17分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法  
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

阿部 寛治

---

篠栗町議会議員

山田 眞士

---

篠栗町議会議員

村瀬 敬太郎

---